

長期的な自然現象の確率論的評価手法の高度化  
仕様書

2024年6月  
原子力発電環境整備機構

## 1. 件名

長期的な自然現象の確率論的評価手法の高度化

## 2. 業務目的・概要

### 2.1 業務目的

これまで原子力発電環境整備機構（以下、「機構」という）では、海外の地層処分及び自然現象評価の専門家とともに、将来 10 万年程度を超える期間における自然現象の発生とそれに伴う地質環境への影響を確率論的に評価する手法として ITM（International Tectonics Meeting）-TOPAZ（Tectonics of Potential Assessment Zones）手法<sup>1)</sup>を開発してきた。その結果、広域的な領域（例えば、東北地方など）の中の 10km 四方程度の領域における、将来 100 万年間の火山・火成活動や断層活動などの発生確率を示すマップを作成する手法を構築した。このうち、火山・火成活動の評価手法については、国際学会誌への論文公表<sup>2)</sup>を行い、国内外の専門家から一定の評価を得ることができた。

一方、将来 10 万年程度を超える期間を対象とした断層活動の評価手法については、国内専門家より技術的な問題（4.4 参照）を指摘され、十分な評価が得られていない。また、火山・火成活動や断層活動、深部流体の流入の影響を評価する際のシナリオの検討は、情報量が少なく十分な検討を行っていない。また、このような遠い将来の自然現象の発生とその影響の可能性を確率論的に評価することに対する国内専門家の理解を得るためには、工夫が必要との課題を認識した。

これらの課題に対して、2023 年度までに、機構は優先度の高い深部流体の流入の発生可能性や影響の評価に必要な地質環境の変化に係る情報の収集・整理を行い、シナリオの構築に向けた知見を蓄積した。また、専門家の意見集約手法に関しては、日本においても、原子力発電所等における特定の火山や断層を対象としたハザード評価に、SSHAC 手法<sup>3)</sup>やベイジアン・ネットワーク手法（以下、BN 手法）<sup>4)</sup>など、国内専門家の意見集約を伴う確率論的手法が適用され始めていることを確認した。

現在、火山フロント背弧側の第四紀火山や活断層の分布する地点を対象に、文献調査が進められている。今後、このような地点が概要調査の対象となり、セーフティケース構築のための稀頻度事象シナリオを対象とした安全評価を行うにあたり、上述の課題を踏まえて ITM-TOPAZ 手法を高度化しておく必要がある。さらに、ITM-TOPAZ 手法による評価結果の信頼性を高めるために、あらかじめ重要なデータを把握し、それを概要調査において取得できるよう、計画に反映することが肝要である。

このため本業務は、概要調査段階のセーフティケースにおける将来 10 万年程度を超える期間を対象とした安全評価に向けて、自然現象の発生可能性とそれに伴う地質環境への影響に関する確率論的な評価手法を高度化することを目的として実施する。

### 2.2 業務概要

本業務では、これまで ITM-TOPAZ 手法の開発に携わってきた海外専門家の参加するワークショップを開催し、手法の高度化に向けた具体的な作業方針などを確認する。それに基づき、これまで ITM-TOPAZ 手法に新たな考え方や手法を組み合わせ、火山・火成活動（火山性熱水の流入を含む）や断層活動（深部流体の流入を含む）の発生とその影響伝播について不確実性を考慮しつつ定量化するための確率論的評価の枠組みを構築し、評価手法を体系化する。さらに、続く 2 カ年に計画している手法の適用性の確認と改良のためのケーススタディに向けて、火山フロント背弧側の検討地域の情報等（新規火山活動の発生可能性、マグマ貫入・噴出及び火山性熱水流入の影響、広域／対象地点周辺の断層活動、断層活動及び深部流体流入による影響）を収集・整理するとともに、概要調査の段階で取得すべき情報を提示する。

### 3. 一般事項

#### 3.1 受託者の責務

##### (1) 機構要求事項

受託者は本説明書に示す機構の要求事項を確実に実施するとともに、実施内容、結果及び報告内容について責任を負わなければならない。

##### (2) 法令遵守

本業務に関連する法律・法令・規則・条例・基準・指針等を遵守し、業務の円滑な進捗に努めるとともに、必要な諸手続き（許可、届出等）は、受託者の責任において遅滞なく処理する。

##### (3) 遵守事項・禁止事項

受託者は当該委託業務の範囲に関わらず、事業活動において機構の経営理念に反する行為により、機構の社会的信頼性を低下させてはならない。

##### (4) 再委託

受託者は機構の定めに従い申請し、申請が承認された場合のみ業務の一部を再委託することができる。受託者は再委託先に対して法律・法令・規則・条例・基準・指針及び本説明書に定める遵守事項・禁止事項等の遵守に関する指導義務がある。

##### (5) リスクアセスメント

受託者は以下の観点の内、本業務に該当する事項についてリスクアセスメントを実施する。リスクアセスメントの結果は実施要領書に反映させるものとする。

- ・ 業務実施の信頼度（安全管理体制、緊急連絡体制、役割分担、指揮命令系統）
- ・ 作業手順、想定されるリスク、影響の程度、リスクへの対応策とその有効性
- ・ サイバー攻撃を含めた情報セキュリティ（機密性、完全性、可用性）への脅威及び情報セキュリティの完全性が失われた場合でも情報を失わないため、バックアップを実施すること、そのバックアップについても情報セキュリティを確保することへの対応策とその有効性
- ・ 環境への配慮（環境対策、作業環境に対応した作業内容となっているか）
- ・ 各種法規制に対する対応（業務に応じた各種法規制と有資格者）
- ・ 機構の立会・現場確認の時期と内容（安全を確保できるものとなっているかどうか）
- ・ 他の受託会社との連携

#### 3.2 秘密情報に関する事項

##### (1) 秘密情報の範囲

本説明書及び業務に関して機構が提供する全ての情報（図面及び電子データ等を含む）及び本業務において作成される全ての情報（図面及び電子データ等を含む）。

##### (2) 秘密情報の取扱い

受託者は本業務期間中及び業務終了後も、業務に関して得られた秘密情報を他に漏らしてはならない。また、本業務によって得られた秘密情報は、本件業務の遂行以外の目的に一切使用しない。

秘密情報の取扱いについて下記を参考に、情報管理の徹底を図る。

業務用と私用のパソコン等を使い分け、私用パソコン等での秘密情報の取扱いの禁止。

業務用パソコン等へのウィルス対策ソフトの導入と更新。

業務用パソコン等へのファイル共有ソフトの導入の禁止。

業務ごとのパスワードの設定、外部記憶媒体の施錠保管等により、第三者への秘密情報流出の防止。

「3.4 品質保証 (5) 及び(6)」に基づく情報セキュリティの確保（情報・データのバックアップ実施、漏洩・消失保護の実施及び従事者への教育の実施など）。

これらの秘密情報の取扱いについては、業務着手前及び完了時に受託者の責任で確認し、その記録を業務完了時に機構へ提出しなければならない。

#### 3.3 品質保証

- (1) 受託者は、ISO9001 : 2015 (JIS Q 9001:2015) 等の品質マネジメントシステム

- に則って運用する品質保証計画を作成しなければならない。
- (2) 受託者は意図しない結果が成果品に反映されないよう品質確認を行う。受託者が運用する品質マネジメントシステムに則り実施した品質確認結果の記録の写しを機構に提出する。
  - (3) 受託者は委託成果報告書が業務目的を満足した内容であることの確認（妥当性確認）を行う。
  - (4) 機構が必要と認める場合は、機構が品質マネジメントシステムの運用状況の検証を行うことがあるため受託者は協力する。
  - (5) 受託者は運用する品質マネジメントシステムに則り、適切なインフラストラクチャ及び環境を使用する。
  - (6) 受託者は運用する品質マネジメントシステムに則り、機構または外部提供者の所有物を管理する。

#### 3.4 業務期間中の不適合

業務期間中に不適合が発見された時は、受託者が運用する是正処置システムに則り、受託者の負担で修正しなければならない。ただし、その対策については、事前に機構の承諾を受けなければならない。

### 3.5 提出書類等

表－1 提出書類等一覧表<sup>注1)</sup>

提出書類等	提出時期	宛先	種別	提出部数	備考
実施責任者届	契約後直ちに	機構 技術部長	提出	1部	業務経歴書添付
主任技術者届	契約後直ちに	機構 技術部長	提出	1部	業務経歴書添付
実施計画書	契約後速やかに	機構 業務所管グループGM	承諾	2部 <sup>注3)</sup>	表－2に基づき作成する。業務要求事項、実施体制、役割分担、工程を定めたもの。
実施要領書	当該作業開始前	機構 業務所管グループGM	承諾	2部 <sup>注3)</sup>	計画を実現するための具体的な実施手順、品質管理方法を定めたもの。計算機プログラムを使用する場合は、計算機プログラムの検証方法も含む。実施計画書と実施要領書は分離して作成、提出する。
有資格者名簿・従事者名簿	当該作業開始前	機構 業務所管グループGM	承諾	1部	実施計画書、実施要領書とは分離して作成、提出する。
緊急連絡体制表	当該作業開始前	機構 業務所管グループGM	承諾	1部	実施計画書、実施要領書とは分離して作成、提出する。
議事録	打合せ後速やかに	機構 業務所管グループGM	確認	2部 <sup>注3)</sup>	押印記名後、日付を入れてPDF化し、メールでの提出を可とする。
協議書	必要の都度	機構 技術部長	承諾	2部 <sup>注3)</sup>	
災害・不適合事象等速報 <sup>注2)</sup>	発生の都度直ちに	機構 技術部長	提出	1部	安全品質、業務品質の確保が困難な事象が発生した場合に提出する。事象の内容、事象の範囲、影響の大きさ(業務停止の有無含む)、応急処置、業務再開条件などを記載する。
成果物	5.1 成果物の提出期限のとおり	機構 技術部長	提出	5.2 成果物の内容のとおり	
情報の取扱いに伴うチェック票	実施期間完了日	機構 業務所管グループGM	提出	1部	
品質管理記録の写し	別途指示	機構 業務所管グループGM	提出	1部	3.4品質保証及び7.特記事項で定めるもの。

注1) 契約書に定められた提出書類は別途提出する。

注2) 事象発生時にすべての要件を把握できない場合は速報性確保を優先する。

注3) 作成者から提出された2部の両方に受領者が押印した後に、1部を作成者へ返却して両方で保有する。

### 3.6 実施計画書の作成

- (1) 受託者は、業務開始前に実施計画書を作成し、機構の承諾を受けなければならない。
- (2) 実施計画書は、表－２に示す記載項目に基づき作成する。
- (3) 品質保証計画には、受託者の品質管理の基本姿勢について品質管理フローを含めて記述するとともに、品質管理のしくみとして全体の品質管理体系を記述する。また、業務全体の品質管理方法及び個別作業の具体的な品質管理方法を記述する。
- (4) QC 工程表には、各作業段階の品質管理項目、工程、管理基準、検査方法、頻度等を記述し、適切な頻度で品質管理を行わなければならない。

表－２ 実施計画書記載項目

記載項目		記載内容
1. 基本方針	(1) 基本方針	受託者の実施計画の基本姿勢、責務
2. 実施概要	(1) 実施概要	受託者、件名、実施場所、工期、実施内容
	(2) 実施数量	主要業務、仕様、数量
3. 業務管理体制	(1) 業務管理体制	受託者の体制及び機構との関係
	(2) 業務組織図	本業務における受託者、再委託先等の組織図、秘密情報の取り扱い範囲の指定。 個人情報に記載しない
	(3) 緊急連絡体制	本業務における緊急連絡体制 個人情報に記載しない
4. 業務実施計画	(1) 基本方針	業務に対する基本姿勢
	(2) 業務順（フロー）	本業務全体の実施順序（フロー図）
5. 品質保証計画	(1) 基本方針	受託者の品質管理の基本姿勢
	(2) QC 工程管理	業務実施段階の工程、品質管理についての QC 工程表
6. 工程管理計画	(1) 基本方針	受託者の業務管理の基本姿勢
	(2) 工程表	主要業務について全期間についての工程
7. 就労人員計画	(1) 必要な資格	業務遂行上必要な資格
	(2) 人員計画	全実施期間の人員計画

#### 4. 業務の内容

4.1 実施場所：受託者にて適切な実施施設を準備して使用する

4.2 実施期間：契約締結日～2025年2月28日

#### 4.3 業務の項目

- (1) 専門家ワークショップの開催
- (2) 確率論的評価の枠組み構築及び手法の体系化
- (3) 確率論的評価に適用する情報等の整備
- (4) 報告書の作成

#### 4.4 業務の内容（要求事項）

##### (1) 専門家ワークショップの開催

これまで ITM-TOPAZ 手法の開発に携わってきた海外専門家の参加するワークショップ\*を開催すること。ここでは、これまでの ITM-TOPAZ 手法の課題、日本の状況（文献調査、規制、技術 WG など）、火山フロント背弧側の検討地域の選定、広域スケール（数十 km 四方）及びサイトスケール（数 km 四方）を対象とした確率論的評価の手法・モデルの選択と組み合わせ、評価の枠組みと手法の体系化の方法、必要な情報の整理、次年度からのケーススタディの計画、確率論的アプローチへの理解促進に向けた方策等について議論し、具体的な作業方針などを確認すること。なお、評価対象期間については 100 万年程度を目安とする。

受託者は、ワークショップの計画・段取り（会場準備、専門家の旅費・謝礼の支給、日本の状況を含む会議資料（英文スライド等）の作成、結果とりまとめ等の事務局業務を行うこと。

\*：ワークショップに関する想定

期 間：3 日間程度

場 所：英国ブリストル大学

専門家：目安として文献 1) p.8 Table 1.1 の英国 3 名、米国 1 名、ニュージーランド 2 名（専門家への紹介は機構が行う）

旅 費：航空運賃（英国以外）、鉄道運賃、宿泊費

謝 礼：目安として 400,000 円程度/人/日

##### (2) 確率論的評価の枠組み構築及び手法の体系化

(1) の専門家ワークショップの議論を踏まえ、確率論的評価の枠組みについて検討すること。

火山フロント背弧側の検討地域への適用を念頭に、これまで ITM-TOPAZ 手法で用いてきた確率論的手法に新たな考え方や手法を組み合わせ、火山・火成活動（火山性熱水の流入を含む）や断層活動（深部流体の流入を含む）の発生とその影響伝播について不確実性を考慮しつつ定量化するための確率論的評価の枠組みを構築し、評価手法を体系化すること。

火山・火成活動については、これまで用いてきたカーネル法、コックスプロセス法に加えて、ベイズ法などを新たに取り込み、より体系的な評価手法とすること。

断層活動については、国内専門家に指摘された GPS、地震、活断層のデータから求めるひずみ速度に基づき特定規模の断層変位を生じさせる地震活動の発生確率を算出する手法の問題点の解決策を見出すとともに、活断層の分布密度に基づきカーネル法などを用いて断層の発生可能性を評価する新たな手法の導入についても検討すること。

火山・火成活動（火山性熱水の流入を含む）や断層活動（深部流体の流入を含む）の発生に伴う地層処分システムへの影響伝播シナリオの蓋然性を専門家の意見集約により確率論的に評価する手法については、不確実性の高い限られたエビデンスしか存在しない場合に適用可能な BN 手法もしくはベイズ統計を用いた他の同等な手法を採用すること。

以上の手法を組み合わせた確率論的評価の枠組みを構築すること。この評価の枠組みの運用手順等の検討に際しては SSHAC 手法の適用例も参照すること。それらを取りまとめて一連の体系的な評価手法として提示すること。

本検討終盤には、上記の枠組みと体系に基づき、ワークショップに参加した専門家による代表的なモデル及びシナリオを用いたワンスルーの試行を実施し、予察的な適用性の評価をこす。この予察評価を通じて、次年度以降の検討地点を対象としたケーススタディの本格実施に向けての留意点や改善案を取りまとめること。

### (3) 確率論的評価に適用する情報等の整備

(1) の専門家ワークショップの議論を踏まえ、次年度からのケーススタディの実施に向けて、火山フロント背弧側における火山・火成活動（火山性熱水の流入を含む）と断層活動（深部流体の流入を含む）を同時に検討できる地域を対象に、ITM-TOPAZ 手法による事象の発生確率マップ作成に必要な情報、BN 手法もしくはベイズ統計を用いた他の同等な手法による影響評価に必要な情報等\*\*を収集・整理すること。

この作業を通じて、確率モデルの選定、影響シナリオの設定等のために取得する必要がある情報を把握し、概要調査（補足的な調査）の計画に反映できる形で提示すること。

\*\*：収集する情報等の例（量の目安は文献調査の文献リスト<sup>5),6)</sup>を参照）

新規火山活動の発生可能性：

構造発達史、地質・地質構造、第四紀火山（分布、履歴、規模・様式、傾向変化など）、古い火山（同左）、年代不詳岩体・岩脈（同左）、深部熱構造、微小地震、応力場（広域、局所）、地下水・ガス（化学組成、同位体）など

マグマ貫入・噴出及び火山性熱水流入の影響（T、H、C）：

（上記に加え）地温、鉱化・変質（分布、様式・規模、年代・期間、傾向変化など）、温泉・地下水（温度、湧出量、透水性、経時変化、化学組成、同位体など）

広域／対象地点周辺の断層活動：

プレート運動（沈み込み速度、GPS など）、構造発達史、地質・地質構造、活断層（分布・形状、走向・傾斜、変位量、規模・様式、再来頻度、傾向変化など）、地質断層（同左）、微小地震、応力場（広域、局所）、地下水・ガス（化学組成、同位体）など

断層活動及び深部流体流入による影響（M、H、C）に関する情報：

（上記に加え）断層コア・破砕帯・プロセスゾーン（分布・形状、走向・傾斜、幅、年代・履歴、割れ目特性、母岩変質）、岩盤熱・物理・力学特性、温泉・地下水（温度、湧出量、透水性、経時変化、化学組成、同位体など）など

### (4) 報告書の作成

上記（1）～（3）の検討結果を委託成果報告書に取りまとめること。なお、報告書の表記は図表を除き日本語を基本とし、原文が英語の文書がある場合は合わせてそれらも添付すること。

委託成果報告書の提出期限や部数等については、「5. 成果物」の記載に従うこと。

## 5. 成果物

### 5.1 成果物の提出期限：2025年2月28日

なお、提出期限の7日前までにドラフト（製本は不要）を提出し、機構の事前確認を受けるものとする。

## 5.2 成果物の内容

受託者は、成果物として以下を期限内に提出しなければならない。

### (1) 事業報告書

#### ① 委託成果報告書

1. 委託成果報告書は機構より提供する「業務委託及び役務調達における技術報告書作成標準」に従い作成すること。
2. 作成した委託報告書については製本 1 部及び電子媒体（媒体の種類：CD-R、DVD-R または BD-R）1 部を提出すること。
3. 委託成果報告書に掲載した図表等のデジタルデータについて、マイクロソフト PowerPoint 形式等の機構で編集が可能なデータ形式で電子媒体（媒体の種類：CD-R、DVD-R または BD-R）に保存し 1 部提出すること。

### 【参考文献】

- 1) NUMO (2016) : TOPAZ Project Long-term Tectonic Hazard to Geological Repositories - Toward practical application of the ITM-TOPAZ methodology -, NUMO-TR-16-04, <https://www.numo.or.jp/en/reports/pdf/TR-16-04.pdf>.
- 2) Jaquet, O., Lantuéjoul, C. and Goto, J. (2012) : Probabilistic estimation of long-term volcanic hazard with assimilation of geophysics and tectonic data, Journal of Volcanology and Geothermal Research ,235-236, pp.29-36.
- 3) 亀田弘行, 隈元崇, 藤原広行, 奥村晃史, 佃栄吉, 堤英明, 堤浩之, 遠田晋次, 徳山英一, 姥沢勝三, 香川敬生, 司宏俊, 古村孝志, 三宅弘恵, 森川信之, 奥村俊彦, 宮腰淳一 (2020) : 伊方 SSHAC プロジェクト最終報告書, [https://www.yonden.co.jp/energy/atom/safety/sshac\\_project/index.html](https://www.yonden.co.jp/energy/atom/safety/sshac_project/index.html).
- 4) Aspinall, W., Sparks, R. S. J., Hill, B. E., Costa, A, Connor, C., Inakura, H., Hasenaka, H., Miyoshi, M., Kiyosugi, K., Tsuji, T. and Ushioda, M. (2023) : Aso volcano, Japan: assessing the 100-year probability of a new caldera-forming eruption based on expert judgements with Bayes Net and Importance Sampling uncertainty analysis, Journal of Applied Volcanology, 12:5, <https://doi.org/10.1186/s13617-023-00131-8>.
- 5) 経済産業省ホームページ : 第1回 特定放射性廃棄物小委員会 地層処分技術ワーキンググループ, 参考資料5 その他参考資料, 北海道寿都郡寿都町文献調査報告書 (案) 収集し情報を抽出した文献・データのリスト, [https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/radioactive\\_waste/geological\\_disposal/001.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/radioactive_waste/geological_disposal/001.html).
- 6) 経済産業省ホームページ : 第1回 特定放射性廃棄物小委員会 地層処分技術ワーキンググループ, 参考資料7 その他参考資料, 北海道古宇郡神恵内村文献調査報告書 (案) 収集し情報を抽出した文献・データのリスト, [https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/radioactive\\_waste/geological\\_disposal/001.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/radioactive_waste/geological_disposal/001.html).

以 上

QC 工程表

QC 工程表では、品質管理上要点となる工程を抽出して作成する。抽出する工程は、当該業務範囲を網羅し、業務成果品の品質に大きく影響を与える工程、業務安全管理上重要な工程等を設定する。前工程又は次工程が他部署、他組織になる場合も考慮する。

QC 工程表で管理する工程は、様式に定める各項目が全て記述されるものを選択する。

No.	作業工程 (業務段階)	適用する仕様、手順書、実施領書、要基	確認を行う部署(再委託先業務場の再委託担当を託担署載)	検査・確認項目	合格基準	検査・確認方法	検査・確認結果の記録文書	検査・確認者	委託先確認方法 (記録確認/立会確認) (委託先担当の場合は「一」とする。)	機構による確認	
										確認方法 (記録/立会確認)	確認時期
1											
2											
3											
4											
5											

工程番号などを用いて、QC 工程表で管理する工程と、全体工程の関係が分かるように記述する。

議事録

機構技術部					受託者					作成年月日
				担当					担当	
										年 月 日
件名					作成者					
日時	年 月 日 ( ) : ~ :				場所					
出席者					添付資料					
議事内容										懸案事項処理
										処理箇所
<b>【決定事項】</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                 決定事項、その対策                  がわかるように記載する。             </div>										
<b>【内容】</b>  										

受託者は、作成、押印し電子化したものを、メール等にて機構に送付し、機構の確認を得ることを可とする。  
 機構はメールにて受領したものを印刷し確認押印したものをメール等にて受託者に送付する

協 議 書

年 月 日

原子力発電環境整備機構  
技術部長 殿

受 託 者 :  
実施責任者 : ⑩

受託件名 :

件名		
回答		
原子力発電環境整備機構 技術部		
部長	GM	担当

### 情報の取扱いに伴うチェック票

機構との契約に係る秘密情報（個人情報、技術開発情報等）の取扱い状況について確認して下さい（枠線の箇所に記入してください。）

件名		契約期間	
会社名		実施責任者または現場代理人	印

#### 【確認欄の記入要領】

- ① 着手前（契約締結時）：本件の関係者に周知した日付を記入してください。
  - ・複数回周知する場合は、初回に周知した日付で構いません。
  - ・本件から対象外となる項目は「-」を記入してください（対象外となる場合は、着手前に機構の確認を得た後に備考欄にその理由を記載してください）。
- ② 完了時  
 確認項目の実施結果を記入してください。  
 ○：実施した（項目3については、保管期間満了後に削除する予定のものも含む。）  
 -：対象外

No	確認項目	確認欄	
		①着手前	②完了時
1	本件に係る秘密情報は、執務室の施錠やキャビネットへの施錠保管等の物理的措置を講じて保管できている		
2	SNS を用いて本件に係る秘密情報を不特定多数へ拡散させる行為や、サイバー攻撃に、関係者が関わらないよう、従事者の情報管理教育を含めた必要な処置を講じている		
3	本件に係る電子データは、パスワード設定やシステムへのアクセス権限設定（ID・パスワードの付与）等の技術的措置を講じている		
4	本件に係る情報の目的外利用を防止するために、情報が不要となった時点で、情報の削除または返却する処置を講じている		
5	本件に係る全ての電子データは、ウイルス対策ソフトを最新の状態に更新したパソコン、タブレット端末等で扱うように処置を講じている		
6	個人的に所有するパソコン、タブレット端末、外部記憶媒体（外付けハードディスク、USB メモリ、メモ리카ード、CD-R）等で本件に係る全ての電子データを取扱わない		
7	本件に係る全ての電子データは、ファイル共有ソフトが導入されたパソコン、タブレット端末等では取扱わない		
8	本件に係る秘密情報の漏洩・消失対策、バックアップ対策及びバックアップ情報の秘密保持のために必要な措置を講じている		
9	本件の再委託先に対して、上記と同様の事項について確認する		

本チェック票は業務完了後、機構担当箇所へ提出してください。

備考（対象外の項目がある場合、その理由を記載する）
---------------------------

機構確認欄		
技術部長	GM	担当者

- ・機構は情報を渡す際や打合せの際等、受託者には折に触れて情報管理の徹底をお願いするとともに、受託者の情報管理状況について口頭等で確認する。
- ・機構は技術部長の承認後、本チェック票を当該件名に関する書類とともに保管する。